

長時間労働削減をはじめとする「働き
方改革」に向けた取組に関する要請書

愛 知 県
愛 知 労 働 局

（雇用・労働を取り巻く現状と課題）

最近の県内経済情勢は着実に回復しているなか、県内の雇用情勢につきましては、平成 29 年 8 月の有効求人倍率が 1.82 倍と、リーマンショックの影響により底をついていた平成 21 年 8 月の有効求人倍率（0.47 倍）から大幅な回復を遂げ、人手不足は一層強まっております。特に、建設業や運輸業など一部の産業では人手不足が顕著となっております。

また、中小企業においては、大企業より人手不足感が強く、経営資源も脆弱であること等から生産性の向上や職場環境の改善、処遇の改善に取り組むことが難しく、働き方改革を進める上で大きなハードルを抱えております。

こうした中、県内の労働基準監督署に届け出られた月 80 時間を超える時間外労働を可能とする 36 協定（時間外労働・休日労働に関する労使協定）は年間 8,910 件あり、このうち製造業（1,451 件）、建設業（1,652 件）、運輸業（2,479 件）の 3 業種で全体の 6 割を超えております。

長時間労働が行われている主な理由としては、「突発的な業務量の増加」「打合せ、納期変更、納品待機等の取引先の都合」「個人又は所属部署の業務過多、人員不足」が挙げられるところです。

さらに、県内の事業場の 36 協定届出件数は年間 89,871 件と、その数は全事業場の 4 割に満たず、労働基準監督署が指導をした事業場においても未締結・未届出のまま時間外労働をさせているものが少なからず認められたところです。また、時間外労働をさせていない事業場においても、人手不足が強まっている雇用情勢下において、今後、時間外労働が発生することも考えられるところです。

また、労働時間の適正な把握については、長時間労働の削減を進める上で大前提となりますが、労働基準監督署が指導した事業場の約 15%において、あいまいになりがちである「自己申告制」のみを採用し、客観的な記録によらないものが認められたところです。

年次有給休暇については、仕事と生活の調和の実現を図るのみならず、働く人の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図る上でも重要なも

のですが、県内の年次有給休暇取得率は 50.8%であり、政府目標である 70%には程遠い状況にあります。

(行政の取組)

愛知県では、経済団体、労働団体とともに、官民一体となって、「いまこそ変わろう、みんなで変えよう、働き方！」をスローガンに、7月から11月までの間、「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」を展開し、11月15日の「愛知県内一斉ノー残業デー」をはじめとする定時退社や年次有給休暇取得促進等の取組への賛同を企業等に広く呼びかけています。

愛知労働局では、長時間労働削減を始めとする「働き方改革」に向けて、

- ・ 10月の「年次有給休暇取得促進期間」に「労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう」をスローガンとして、年次有給休暇の取得促進を広く呼びかける
- ・ 11月の「過重労働解消キャンペーン」期間には「トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう」をスローガンとして、過重労働の解消に向けた取組を広く呼びかけるほか、長時間労働が行われている企業等に対して集中的な監督指導を実施するなど、各種取組を実施いたします。

(企業の労使に求められること)

長時間労働の削減、年次有給休暇の取得を促進するためには、労使一体となって、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要ですが、労働時間の問題は事業経営に直結する経営課題であることから、その改善には経営トップのリーダーシップが極めて重要であります。

このため、経営トップの決意の表明、「労働時間適正把握ガイドライン」に基づく労働時間管理の徹底、時間外・休日労働は本来臨時的なものとして必要最小限にとどめるよう、適正な 36 協定の締結・届出と運用の徹底、勤務間インターバル制度の導入や 36 協定における延長時間の短縮等、長時間労働を前提とした労働慣行からの転換、ノー残業デーの実施等による定時退社しやすい環境づくりの推進、計画的な年次有給

休暇取得の促進など、経営トップのリーダーシップのもと、労使一体となって積極的に取り組むことが求められます。

また、長時間労働の一因として、顧客や発注者からの不適切な取引条件の提示や商慣行が存在することから、他の企業との取引を行うに当たっては、週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること、発注内容の頻繁な変更を抑制すること、発注の平準化、発注内容の明確化等発注方法の改善を図ること等の配慮が求められます。

加えて、「日本一のものづくり県」愛知を揺るぎないものにするためにも、製造業をはじめとするサプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備に向けた積極的な取組が重要であります。

このため、商取引にあたっては、不適正な原価低減要請の排除、労務費上昇分等を考慮した価格決定方法の適正化、現金払い比率や手形サイト等の支払条件の改善、金型保管等に係るコスト負担の適正化、いわゆる「下請けたたき」の未然防止と早期解決に向けた環境整備の推進、下請法や独占禁止法など取引関係諸法令の順守ばかりでなく、取引先等における適正な法定労働条件の確保に必要な配慮などに積極的に取り組むことが求められます。

さらには、施主や発着荷主の立場として、典型的な受注産業でありかつ労働時間の長い産業である建設業者や運輸業者との取引を行うに当たっては、当事者間の十分な協議を踏まえた適正な請負代金や運賃・料金、各種費用負担の決定、下請も含め建設工事に従事する者の長時間労働の是正や週休2日の確保等に向けた適切な工期の設定、荷待ち時間の解消へ向けた取組への理解と協力などに積極的に取り組むことが求められます。

（結び）

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」は、国民全体の喫緊の課題であります。

これまでも貴会には、会員企業等への周知啓発等に格別のご協力を賜っ

てきたところでありますが、あらためて本要請の趣旨をご理解いただき、
会員企業等に対して「働き方改革」の実現により生産性の向上が図られま
すよう積極的な取組を働きかけていただきたく、お願い申し上げます。

平成 29 年 10 月 13 日

愛知県経営者協会

会長 加藤 宣明 殿

愛知県知事 大村 秀章

愛知労働局長 木暮 康二